

権利闘争の焦点

68歳警備員の脳梗塞死と労災認定

労働保険審査会1998年6月30日 富士保安警備事件判決の意義



弁護士 望月浩一郎

東京本郷合同法律事務所
1984年弁護士登録

はじめに

六八歳の警備員が、連続三八時間の病院での警備業務に従事中、脳梗塞により死亡した富士保安警備事件で、労働保険審査会は、一九九八年六月三〇日、労災保険不支給処分を取り消した。

富士保安警備事件は、使用者である(株)富士保安警備に対する損害賠償請求と労災保険不支給処分をおこなった中央労基署長に対する処分取消請求手続とが平行して審理され(表1)、損害賠償請求事件は、一九九六年三月二八日の東京地裁判決(労働判例六九四号三四頁、判例時報一六三五号一〇九頁)を受けて、同年一月二五日の東京高裁の和解で終了した。一方、労災保険不支給処分取消請求事件は、労働保険審査会と東京地裁とで審理されていた極めて特異な事件である。

この事件は、
① 本来、より厚い保護が与えられるべき高齢者などの社会的弱者が、より劣悪な労働条件下で就労せざるをえないことが過労死の原因となった点、
② 労働基準監督署が、社会的に弱者である高齢者労働者を守るために何ら有効な措置をとらないばかりか、劣悪な労働条件下で長年労働することで「労働環境に慣れている」とし

て、労働基準法違反状態を積極的に擁護している点、

③ 労災補償制度の理念である「迅速かつ公正な保護」が実現しておらず、この点では、まだ損害賠償制度の方がましであるという点、において問題を提起している事件である。一九九七年五月の労働法学会ミニシンポジウムでは、本事件の損害賠償請求事件東京地裁判決を題材に、行政認定上の問題及び予防措置をめぐる問題について検討がなされている(日本労働法学会誌九〇号・一九九七年参照)。

本判決は、中央労基署長及び東京労災保険審査官の判断を覆して、本不支給処分を取り消したが、被災者が従事した労働の過重性及び労働と脳梗塞発症との間の因果関係について、
・これを肯定する(東京地裁損害賠償事件判決)及び(本判決)、
・これを否定する(中央労基署長の不支給処分)及び(東京労災保険審査官決定)、
とを対比して、中央労基署長及び東京労働者災害補償保険審査官が正しい判断をしなかった理由を検討し、本判決の意義を明らかにする。

事案の概要

(株)富士保安警備は、従業員五〇名強で全国の警備会社六、〇〇〇社中ほぼ中位の規模である。従業員の六割にあたる三〇名は六〇歳代の労働

者であり、七〇歳代の労働者も三、四名が含まれる。被災者の死亡前約二年間に、①一九八九年八月頃日本橋のビルでの警備中に心臓病で亡くなった六〇歳代の男性労働者、②一九九〇年四月頃聶学校にて警備をして自宅に戻った直後に亡くなった七〇歳代の男性労働者、③一九九〇年八月頃ポンド製造工場にて警備中に心臓病で倒れ、入院加療をした男性労働者、④その他二人の労働者が死亡し、被災者が倒れる直近二年間に五人の従業員（全体の一〇％）が倒れ、死亡している。

被災者は五六歳で大手機械メーカーを退職後、(株)富士保安警備に入社した。入社後一貫して、病院における夜間警備業務に従事した。勤務は、
・週日は午後六時頃から翌朝午前八時頃までの一四時間、
・週末は土曜日午後六時頃から月曜日午前八時頃までの連続三八時間、
という内容であった（表2）。

(株)富士保安警備には、労働基準法にそった就業規則があるが、労働時間規制は全く遵守されず、所定の休日ほとんど与えられず、年次有給休暇に至っては皆無であった。その結果、タイムレコーダーから算出した発症直前約六か月の拘束時間は、年間換算で五四〇三時間（仮眠時間を除外しても四一三六時間）という長時間労働である（表3）。

本件は労働の過重性という点が問題となるので、あえて労働時間と拘束時間という区別をしているが、仮眠時間も労働基準法上の労働時間に含まれることは東京地裁一九九三年六月一七日判決（判例時報一四六三号四〇頁）が判示しているところである。

発症直前の四週間の労働実態を基礎に、一週間の全時間一六八時間に占める被災者の労働時間を検討すると、八〇時間となり、これに仮眠時間と通勤時間を加えると一二二時間（全時間の七二・六％）という異常な長時間となる。一週間の睡眠時間を含めた私的時間はわずか四六時間（二七・四％、一日あたり六時間半）に過ぎない（表4）。
賃金は、週日が拘束一一時間労働で日給四、四〇〇円（時給換算四〇〇円）、拘束二四時間労働で日給八、六〇〇円（時給換算三五八円）という低賃金である。

勤務場所である病院には独立した仮眠室は存在しない。夜間通用口利用者を監視できる窓がある宿直室（約六畳弱）の一部に仮眠用のベッドが二台置かれている部屋で、当直勤務事務職員が待機する隣で、被災者は仮眠するほかない。宿直室には、夜間連絡用の電話が設置されており、急患（一日二、四名、最大一三人）が搬送されるときには事務職員は起き出してこれの対応にあたるため、とうてい静寂な環境にはない。

被災者の入社時健康診断書によれば、「既往症なし」、「身長一六二・〇cm、体重五五・〇kg、血圧一七〇／一一四」との記載があり、高血圧の所見があるがその他に異常所見は記載されていない。富士保安警備代表者は、①入社時健康診断時の被災者の血圧は、高血圧症の領域にあること及び高血圧症に罹患した人を夜勤業務に従事させることは症状を増悪させることを現在（損害賠償訴訟での被告代表者尋問時）では理解しているが、②被災者が入社した当時は「若かったせい」が考えが及ばず、③現在であれば、夜勤業務に従事する者として被災者のような高血圧症の者を雇用しないと供述した。富士保安警備では定期健康診断を実施しておらず、被災者もこの例外でないため、被災者の定期健康診断の記録は存しない。

業務の過重性判断

本件では具体的な事実関係については概ね争いがなく、その過重性の評価が争いとなった。東京地裁判決は、「（被災者の発症直前一か月の労働実態）が労働基準法（二二条、三五条）の定める最低基準に違反していることは明らかである」とし、「このような勤務状況は、脳梗塞発症という観点から明らかに不利に作用していることが認められるから被災者の勤務状況には業務の過重性があるというべきである」

と判示した。

本判決は、「(被災者の)労働形態は、会社は他に一例あるというが、派遣先の就労条件等は一様ではなく、この種の労働者と比較するのは当を得たものとは考えられず、世上、希有の継続勤務であると認められ」、「発症直近の被災者の勤務の事実を徴し、前記の専門家会議報告の趣旨を解するならば、疾病の発症については、明らかに自然的経過を超えて症状を増悪させた」と認めるに足りる業務上の過重負荷が存在したものと解するのが相当であり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると判断する」とした。

睡眠時間を含めた私的時間が一週間に四六時間しかないという実態が、「労働基準法(三二条、三五条)の定める最低基準に違反し」、「世上、希有の継続勤務」であることは右判断を待たずまでも明らか事実である。損害賠償請求事件においては、会社側の申し立てにより慶応大学医学部塩原隆造医師が鑑定書を提出した。同鑑定書では、「(被災者は)高齢でありながら一〇年以上にわたり通常人の勤務、生活とはかなり異なった仕事を続けていたことは外見または臨床検査数値以上に動脈硬化を進行させていたことは十分に考えられる」としている。同医師は、中野芳基署・旭運輸事件(東京高判一九八九年一〇月二六日・労判五五六号)、三田芳

基署・三和銀行事件(東京地判一九九六年一月二四日・労判七一〇号、控訴審係属中)などにおいて行政側から依頼され、過労死を業務外とする意見書を作成し、同旨の証言をしている医師であり、訴訟で争われた事件で過労死と業務との因果関係を肯定する意見を述べたことがない医師である。このような塩原医師でさえ、業務と脳梗塞発症との間の因果関係を肯定する意見を述べたのが本件である。

ところが、中央労基署長も東京労災保険審査官も、右当然の判断をしなかった。

中央労基署長は、「日祭日前日の通常の警備業務が終了した後、日祭日の午前八時から継続し、日祭日後の午前八時までの日祭日継続勤務は、連続三八時間の勤務となり、労働時間だけで評価するならば過重な業務と考えることもできるものであるが、発症直前一〇日間においても、この日祭日継続勤務は二回あり、二回目の勤務中に発症(三二時間経過時)に至っているが、このような勤務形態は、勤務表で明らかにした発症前六か月間はもとより、それ以前からも行われており、特別なものではなく、しかも見回りの間には休息を取ることのできることで、特に過重な業務であることは認められない」(労働保険審査会に対する意見書)と主張した。労災保険審査官は、「一か月に毎週土・日曜日は連続勤務であつて休日がないこと」、「夜間

において仮眠ができるものの十分な睡眠時間を取ることができないものであること」、「発症前四週間内に一日も休暇を取得していないことは認めるも、

① いつでも「休暇を取得できる状態」であつた、

② 巡回警備をしていないで警備員室にいる時間には、「警備員としての業務から解放され休息の状態である」、

③ 仮眠室が整備されていなくても「永年従事しておれば慣れるのが実情であり本件仮眠が悪影響を及ぼしたものとも考えられない」、

④ 「被災者は死亡まで数年間本件業務に従事してその業務内容に精通し、労働環境にも慣れていた」、

⑤ 「これらを総合すると本件警備業務自体脳梗塞を発症せしめる程の肉体的疲労や精神的緊張をもたらす過酷な業務であるとは認められない」、

⑥ 「塩原隆造医師は、本件警備業務はストレスや過労が蓄積される過酷な業務である旨述べているが、この見解は、前記認定事実と異なつた事実に基づくか、本件警備業務内容等が過酷なものであるとする見地に立つものと思われ採用出来ない。」と結論した。

命と健康を守るために、労働基準法・労働安

全衛生法は、労働条件の最低基準を定めて、これに労働契約上の効力を与え、刑事罰をもって遵守を強制している。さらに、それだけでは労働者の保護に十分でないとして、労働基準監督制度による迅速適切な保護も与えている。この法制度が有効に機能していれば、過労死は相当程度予防されるはずである。

ところが、法を守らせるべき労働基準監督制度の担い手が、労働基準法・労働安全衛生法の制度趣旨を意図的に踏みにじり、労働基準法に違反する「世上、希有な」長時間労働も、仮眠室が整備されておらず、十分な仮眠が取れないという事実も、「以前からも行われており、特別なものではなく」、「数年間本件業務に従事してその業務内容に精通し、労働環境にも慣れている」、「永年従事しておれば慣れるのが実情であり本件仮眠が悪影響を及ぼしたものと考えられない」として、これを容認したのである。

発症直前四週間に全く休みがない実態に対しても、「被告会社の給与は日給月給であり、被告川畑も述べるとおり、当時の被災者の賃金が相当安かったことからして、被災者は随時休暇をとろうとしても、収入面の不安からたやすく休暇をとることはできなかつたものと推認される」（東京地裁損害賠償請求事件判決）という裁判所の判断に対し、東京労災保険審査官決定は、いつでも「休暇を取得できる状態」とし、

労働基準法が労働時間を規制し、休日を確保する規定をもうけた趣旨を踏みにじった判断をした。

富士保安警備では、被災者が死亡する前の約二年間に五名の労働者が心臓疾患で倒れたり死亡していたが、行政上の措置は何もとられないまま、被災者は六人目の犠牲者となった。被災者の死亡後、被災者の長時間就労の実態を明らかにする資料は、労災補償手続きにおいて中央労基署長に提出されたが、事後的な是正措置さえ行われていない。

このような労働基準監督制度の機能不全は、本件に限ったものではなく、過労死事件に共通する実態である。原因として、労働基準監督官が圧倒的に不足している事実が指摘されているが、それ以上に、労働基準監督制度の担い手が、労働基準法・労働安全衛生法の制度趣旨を意図的に遵守しようとしないう点が原因となっている。

労働保険審査会は、一九九一年の救済率（原処分取消率）が二・一％と低下する中で、簡易迅速な労働者の保護機関としては有害無益であるという厳しい批判にさらされ、さらに現実には、労働保険審査会裁決を経ずして行政訴訟が多数提訴されるという存在意義が問われる事態となった。その結果、一九九〇年代後半の平均的救済率は七・七％まで回復し、本件労働実態を「世上、希有な」長時間労働という常識に合

致した裁決を下すに至ったと評価されるのである。

労働省「一九九七年労働者健康状況調査報告」は、ふだんの仕事で「疲れる」労働者の割合は七二・〇％（前回六四・六％）、神経が「疲れる」割合は七四・五％（前回七〇・一％）に達し、一日の実労働時間及び通勤時間が長いほど職場ストレスを感じる者の割合が高くなっており、特に実労働時間九時間以上、片道通勤時間一時間三〇分以上になると七割を超える者が職場ストレスを感じるとの調査結果を示している。各労働基準監督署及び各労働者災害補償保険審査官の誤った判断に対しては、その一つ一つに対し厳しく批判をし、是正を求める活動が肝要である。

相対的有力原因説の排斥

本件においては、損害賠償事件における東京地判は、発症に影響を与えた身体的素因により損害額を六〇％減額した。労働省が行政解釈として取り続けている相対的有力原因説によれば、業務以外の要因が業務上の要因よりも有力な場合は、相当因果関係が肯定されないことになる。判例上は、相対的有力原因説は、岡山地公災基金・倉敷市職員事件最判一九九四年六月一日（労判六五一号一三頁）、東京地公災基金・町田高校教諭事件最判一九九六年一月二三日（判時一五五七号五八頁）、愛知地公災基金・

権利闘争の焦点

表1 審理経過表

年月日	損害賠償請求	労災保険請求
1990年4月23日	脳梗塞発症（死亡90.5.9）	
1992年4月27日		給付請求
1992年7月10日	提訴	
1993年7月28日		不支給決定
1996年3月28日	一審判決	
1996年6月21日		労働者災害補償保険 審査官決定（棄却）
1996年11月25日	控訴審で和解	
1997年1月14日		行政訴訟提訴
1998年6月30日		労働保険審査会裁決 （取消）

瑞鳳小学校教諭事件最判一九九六年三月五日（労判六八九号一六頁）、大館労基署・四戸電気作業員事件最判一九九七年四月二五日（労判六五一号一三頁）などにおいて排斥されており、さらに、東京地公災基金・光明養護学校教諭事件東京地判一九九七年一〇月三〇日（判例時報一六三〇号一四〇頁）においては、「被告（地公災基金）は、相当因果関係が認められるためには、公務が傷病の唯一の又は最も有力な原因であることまでは要しないものの、他の原因と比較して相対的に有力な原因となっていることが必要であると主張する」が、「何をもって相

表2 発症直前の労働の質と量一覧表

1990年	労働の質と量																								拘束時間	労働時間
4月16日 （月）	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14時間30分	11時間30分
4月17日 （火）	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14時間30分	11時間30分
4月18日 （水）	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14時間30分	11時間30分
4月19日 （木）	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14時間30分	11時間30分
4月20日 （金）	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14時間30分	11時間30分
4月21日 （土）	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14時間30分	11時間30分
4月22日 （日）	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	24時間00分	21時間00分
																	労働時間計	90時間00分								
																	拘束時間計	111時間00分								

表3 1989年10月～1990年4月労働時間

	期間 日数	被災者 勤務日数	代替要員 勤務日数	欠勤	労働時間	仮眠時間を除く 労働時間
1989年10月	31	29	2	0	456時間36分	340時間36分
1989年11月	30	27	2	1	435時間46分	327時間46分
1989年12月	31	31	0	0	503時間15分	379時間8分
1990年1月	31	26	5	0	422時間48分	342時間51分
1990年3月	31	28	3	0	441時間22分	345時間41分
1990年4月	22	22	0	0	345時間42分	258時間21分
合計	176	163	12	1	2605時間29分	1994時間23分
年間換算	365	338	24.9	2.1	5403時間25分	4136時間4分

（注）1990年2月分はタイムレコーダー記録が残されていないため除外して算出。

対的に有力な原因であると考えられるのか、その判断基準が明確でなく、これを厳格に解すると公務起因性を肯定する余地がほとんどなくなる反面、緩やかに解すると条件関係のみを要するとの結論と差異が相当であり、被告の右主張は採用することができない。」と明示的に排斥されている。

本裁決も、相対的有力原因説に依拠す

表4 1週間の労働時間/全生活時間

労働基準法32条の労働時間/週の全時間(168時間)

労働時間 40時間(23.8%)	労働外時間128時間(76.2%)
---------------------	-------------------

被災者の労働時間/週の全時間(168時間)

労働時間80時間(47.6%)	労働外時間88時間(52.4%)		
	仮眠時間 28時間(16.7%)	通勤時間 14時間 (8.3%)	睡眠時間を含む私的時間46時間(27.4%)
仮眠時間を含む労働時間108時間(64.8%)		睡眠時間を含む私的時間+通勤時間60時間(35.7%)	
労働時間+仮眠時間+通勤時間122時間(72.6%)			睡眠時間を含む私的時間46時間(27.4%)

ることなく、「疾病の発症については、明らかに自然的経過を越えて症状を増悪させたと認めるに足りる業務上の過重負荷」があるとし、「被災者の死亡は業務上の事由による」と判断しているものであり、相対的有力原因説に依拠しないで相当因果関係の存否を判断しているもので意義を有すると考えられる。